

新潟市通所型基準緩和サービス(A8:独自/定額)サービスコード表

【自己負担割合1割(給付率90%)】

サービスコード		サービス内容略称	対象者	月の利用回数	算定項目	利用者負担額(円)	合成 単位数	算定単位	支給限度 額対象区 分
種類	項目								
A8	1001	通所型基準緩和サービス1	事業対象者・要支援1	4回以上	イ(1)1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,374	1,355	1月につき	○
A8	1002	通所型基準緩和サービス1日割				46	45	1日につき	○
A8	1011	通所型基準緩和サービス2	(事業対象者・)要支援2	8回以上	イ(2)1週当たりの標準的な回数を定める場合	2,820	2,781	1月につき	○
A8	1012	通所型基準緩和サービス2日割				93	91	1日につき	○
A8	1021	通所型基準緩和サービス1回数	事業対象者・要支援1	1~3回	ロ(1)1月当たりの回数を定める場合	344	339	1回につき	○
A8	1031	通所型基準緩和サービス2回数	(事業対象者・)要支援2	1~7回	ロ(2)1月当たりの回数を定める場合	353	348	1回につき	○

注1 イにおける標準的な回数は(1)の場合は1月4回、(2)の場合は1月8回とする。標準的な回数未満の場合、それぞれロ(1)又はロ(2)で算定を行う。

【自己負担割合2割(給付率80%)】

サービスコード		サービス内容略称	対象者	月の利用回数	算定項目	利用者負担額(円)	合成 単位数	算定単位	支給限度 額対象区 分
種類	項目								
A8	1101	通所型基準緩和サービス1	事業対象者・要支援1	4回以上	イ(1)1週当たりの標準的な回数を定める場合	2,748	1,355	1月につき	○
A8	1102	通所型基準緩和サービス1日割				92	45	1日につき	○
A8	1111	通所型基準緩和サービス2	(事業対象者・)要支援2	8回以上	イ(2)1週当たりの標準的な回数を定める場合	5,640	2,781	1月につき	○
A8	1112	通所型基準緩和サービス2日割				185	91	1日につき	○
A8	1121	通所型基準緩和サービス1回数	事業対象者・要支援1	1~3回	ロ(1)1月当たりの回数を定める場合	688	339	1回につき	○
A8	1131	通所型基準緩和サービス2回数	(事業対象者・)要支援2	1~7回	ロ(2)1月当たりの回数を定める場合	706	348	1回につき	○

注1 イにおける標準的な回数は(1)の場合は1月4回、(2)の場合は1月8回とする。標準的な回数未満の場合、それぞれロ(1)又はロ(2)で算定を行う。

【自己負担割合3割(給付率70%)】

サービスコード		サービス内容略称	対象者	月の利用回数	算定項目	利用者負担額(円)	合成 単位数	算定単位	支給限度 額対象区 分
種類	項目								
A8	1201	通所型基準緩和サービス1	事業対象者・要支援1	4回以上	イ(1)1週当たりの標準的な回数を定める場合	4,122	1,355	1月につき	○
A8	1202	通所型基準緩和サービス1日割				137	45	1日につき	○
A8	1211	通所型基準緩和サービス2	(事業対象者・)要支援2	8回以上	イ(2)1週当たりの標準的な回数を定める場合	8,460	2,781	1月につき	○
A8	1212	通所型基準緩和サービス2日割				277	91	1日につき	○
A8	1221	通所型基準緩和サービス1回数	事業対象者・要支援1	1~3回	ロ(1)1月当たりの回数を定める場合	1,032	339	1回につき	○
A8	1231	通所型基準緩和サービス2回数	(事業対象者・)要支援2	1~7回	ロ(2)1月当たりの回数を定める場合	1,059	348	1回につき	○

注1 イにおける標準的な回数は(1)の場合は1月4回、(2)の場合は1月8回とする。標準的な回数未満の場合、それぞれロ(1)又はロ(2)で算定を行う。

【自己負担割合0割(給付率100%)】

サービスコード		サービス内容略称	対象者	月の利用回数	算定項目	利用者負担額(円)	合成 単位数	算定単位	支給限度 額対象区 分
種類	項目								
A8	1301	通所型基準緩和サービス1	事業対象者・要支援1	4回以上	イ(1)1週当たりの標準的な回数を定める場合	-	1,355	1月につき	○
A8	1302	通所型基準緩和サービス1日割				-	45	1日につき	○
A8	1311	通所型基準緩和サービス2	(事業対象者・)要支援2	8回以上	イ(2)1週当たりの標準的な回数を定める場合	-	2,781	1月につき	○
A8	1312	通所型基準緩和サービス2日割				-	91	1日につき	○
A8	1321	通所型基準緩和サービス1回数	事業対象者・要支援1	1~3回	ロ(1)1月当たりの回数を定める場合	-	339	1回につき	○
A8	1331	通所型基準緩和サービス2回数	(事業対象者・)要支援2	1~7回	ロ(2)1月当たりの回数を定める場合	-	348	1回につき	○

注1 イにおける標準的な回数は(1)の場合は1月4回、(2)の場合は1月8回とする。標準的な回数未満の場合、それぞれロ(1)又はロ(2)で算定を行う。